

## 1 特別児童扶養手当の障害程度認定基準

1級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</li> <li>② 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>③ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</li> <li>④ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</li> <li>⑤ 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</li> <li>⑥ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>⑦ 両上肢のすべての指を欠くもの</li> <li>⑧ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>⑨ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>⑩ 両下肢を足関節以上で欠くもの</li> <li>⑪ 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの</li> <li>⑫ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li> <li>⑬ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> <li>⑭ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li> </ul>
2級	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</li> <li>② 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの</li> <li>③ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</li> <li>④ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</li> <li>⑤ 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの</li> <li>⑥ 平衡機能に著しい障害を有するもの</li> <li>⑦ そしゃくの機能を欠くもの</li> <li>⑧ 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</li> <li>⑨ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</li> <li>⑩ 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>⑪ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>⑫ 一上肢の全ての指を欠くもの</li> <li>⑬ 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>⑭ 両下肢の全ての指を欠くもの</li> <li>⑮ 一下肢の機能に著しい障害を有するもの</li> <li>⑯ 一下肢を足関節以上で欠くもの</li> <li>⑰ 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの</li> <li>⑱ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの</li> </ul>
<p>※ 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定します。</p>	

### 手帳と特別児童扶養手当の等級の違いについて

手帳の等級及び程度と特別児童扶養手当の等級は、直接関係ありませんが、次のように手当を受けられるかどうかの目安となります。※障害の状態によっては、この表のとおりにならない場合もあります。

特別児童扶養手当の等級	身体障害者手帳の等級	療育手帳の程度
1級に相当するもの	1級、2級	Ⓐ A
2級に相当するもの	3級、4級の一部	B

## 2 知的障害者の等級 (埼玉県療育手帳制度要綱 第3条など)

等級	障害の状態
<p>①</p> <p>(A) (最重度)</p>	<p>A(重度)のうち、次のいずれかに該当する程度のもの</p> <p>(1) 知能指数がおおむね20以下に該当する程度のもの</p> <p>(2) 知能指数がおおむね35以下で、次に掲げる身体障害が合併しているもの</p> <p>ア 視覚障害(両眼の視力の和が0.03又は0.04)</p> <p>イ 聴覚障害(聴力レベル100デシベル以上)</p> <p>ウ 両上肢機能障害(次の2つ以上が要介助)</p> <p>① 食事 ②洗面 ③排泄の処理 ④衣服の着脱</p> <p>エ 両下肢機能障害(次の1つ以上が要介助)</p> <p>① 階段の昇降 ②室内の歩行</p> <p>オ 体幹機能障害(次の2つ以上が要介助)</p> <p>① 座位の保持 ②起立保持 ③立ち上り</p>
<p>A (重度)</p>	<p>(1) 知能指数がおおむね35以下で、次のいずれかに該当する程度のもの</p> <p>ア 食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの</p> <p>イ 頻繁なてんかん様発作又は失禁、異食、興奮、多寡動その他常時注意と指導を必要とする行動が認められるもの</p> <p>(2) 知能指数がおおむね50以下で、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づく障害等級が1級、2級又は3級に相当するもの</p>
<p>B (中度)</p>	<p>知能指数がおおむね50以下であって、食事、着脱衣、排便、洗面等日常生活における基本的動作に一部介助を必要とし、社会生活への適応が困難である程度のもの</p>
<p>C (軽度)</p>	<p>知能指数がおおむね70以下であって、社会生活への適応に適切な援助が必要である程度のもの</p>

## 3 精神障害者保健福祉手帳の障害等級

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 第6条)

障害等級	精神障害の状態
1級	精神障害であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
2級	精神障害であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
3級	精神障害であって、日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

## 4 マイナンバーの確認と本人確認について

マイナンバーの記入にあたっては、番号確認と本人確認（なりすまし防止）が必要になります。

### マイナンバーの確認 + 本人確認

- (1) マイナンバーカードは一枚で本人確認もできます。
- (2) マイナンバーカードが無い場合には、通知カード 又は マイナンバー入りの住民票でマイナンバーの確認、運転免許証等で本人確認をする必要があります。

※ 本人が児童の場合、保護者のマイナンバーの記載が必要になる場合があります。

#### ■ 顔写真付き本人確認書類の例

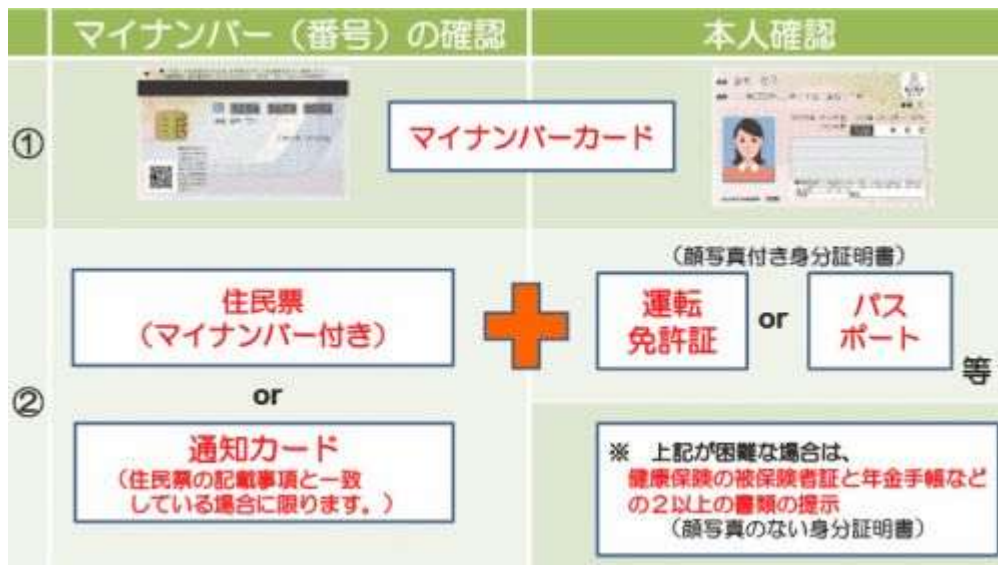
(うち1点が必要 \* 公的機関発行のものに限る)

- ・ 運転免許証または運転経歴証明書
- ・ 旅券（パスポート）
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 精神障害者保健福祉手帳（写真貼付に限る）
- ・ 療育手帳 など

#### ■ 顔写真なし本人確認書類の例（うち2点が必要）

- ・ 保険情報を確認できるもの（マイナ保険証、資格確認書など）
- ・ 年金手帳
- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 介護保険証
- ・ 年金証書 など

※ 郵送の場合はそれぞれの書類のコピーが必要になります。



※ 法律の改正により、通知カードは令和2年5月25日（月）に廃止されました。廃止後は、通知カードに記載されている氏名や住所等が最新の事項と一致していない場合は、マイナンバーを確認する書類としては使用できません。

5 障害程度別該当制度一覧 [1]

※この一覧表はあくまでも目安です。

●概ね該当

△条件付きで該当

詳しくは窓口（掲載ページ参照）にお問い合わせください。

制度	障害種別	身体障害者手帳																		所得制限	掲載ページ	備考
		視覚障害者						聴覚・平衡機能障害						肢体不自由 (上肢・下肢・体幹)								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級				
税金	所得税・市民税・県民税の障害者控除	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	65	区分によって控除額が異なる	
	自動車税の減免	●	●	●	△			△	●						●	●	△	△	△	66	△障害の程度による	
公共料金等優遇措置	タクシー運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	37	運賃の10%割引	
	鉄道運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	41	割引率5割、第1種は介護者にも適用	
	バス運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	42	割引率5割(定期券は3割)	
	国内航空運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	42	満12歳以上が対象、介護者にも適用	
	有料道路の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	43	割引率5割。第1種の方は介護者にも適用、第2種は本人の運転時のみ適用	
	NHK放送受信料の免除(全額)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●	45	△非課税世帯
	NHK放送受信料の免除(半額)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	45	△世帯主かつ契約者が障害者手帳をお持ちの方。また、障害程度による。	
	スマホ・携帯電話料金の割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	46	会社により条件や割引サービスが異なる	
	NTT無料番号案内	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	△				47	△障害種別に限る	
	郵便等による不在者投票														△	△				47	△障害程度及び障害部位に限る	
補装具	補装具費の支給	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●	12		
	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●	13		
住宅	重度障害者居宅改善整備費補助													△	△				●	73	△上肢を除く	
	県営住宅の抽選における特別措置	●	●	●	●			●	●	●				●	●	●	●		●	73		
就労支援	自動車運転免許取得費の補助	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●	77	就労目的に限る	
	自動車改造費の補助	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●	77	就労目的に限る	
行動拡大	自動車燃料購入費助成	●	●					●						●	●				35	福祉タクシー利用料金助成との併用不可		
	福祉タクシー利用料金助成	●	●					●						●	●				36	自動車燃料費購入助成との併用不可		
	埼玉県思いやり駐車場制度	●	●	●	●			●	●					●	●	△	△	△	39			
在宅支援	生活サポート事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	32			
	手話通訳者の派遣							●	●	●	●	●							70			
	ファクシミリ利用料等の補助							●	●										70			
	避難行動要支援者避難支援制度	●	●	△	△	△	△	●	△	△	△	△	●	●	△	△	△	△	80	△災害時に自力避難が困難な場合は申請により登録可能		
医療	重度心身障害者(児)医療費の助成	△	△	△			△	△					△	△	△	△			●	48	△年齢制限、所得制限あり	
	自立支援医療費(更生医療)の支給	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	52	18歳以上の方が対象、△障害程度及び障害部位に限る		
	自立支援医療費(育成医療)の支給	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	52	18歳未満の方が対象、△障害程度及び障害部位に限る		
	自立支援医療費(精神通院)の支給	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	53	△障害程度に限る		
手当	在宅重度心身障害者手当	△	△				△						△	△					●	58	△年齢制限、受給者が非課税、施設入所等なし	
	特別障害者手当	△	△				△						△	△					●	59	20歳以上、所得制限あり、△障害程度による	
	障害児福祉手当	△	△				△						△	△					●	60	20歳未満、所得制限あり、△障害程度による	
	特別児童扶養手当	△	△	△			△	△					△	△	△	△			●	61	△参考資料1を参照、所得制限あり	
	児童扶養手当	●	●				●						●	●					●	62	申請等は子ども支援課へ	
	心身障害者扶養共済制度	△	△	△			△	△					△	△	△				64	県内居住の65歳未満の保護者		
	難病患者見舞金	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	58	特定の受給者証を所持している方		

※障害年金については、P63を参照。

障害程度別該当制度一覧 [2]

※この一覧表はあくまでも目安です。

●概ね該当

△条件付きで該当

詳しくは窓口（掲載ページ参照）にお問い合わせください。

制度	障害種別	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳			所得制限	掲載ページ	備考
		音声・言語機能障害		内部障害													
		3級	4級	1級	2級	3級	4級	①	A	B	C	1級	2級	3級			
税金	所得税・市民税・県民税の障害者控除	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	65	区分によって控除額が異なる
	自動車税の減免	△		●	●	●		●	●				△			66	△障害の程度による
公共料金等優遇措置	タクシー運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	37	運賃の10%割引
	鉄道運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	41	割引率5割、第1種は介護者にも適用
	バス運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	42	割引率5割(定期券は3割)
	国内航空運賃の割引	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	42	満12歳以上が対象、介護者にも適用
	有料道路の割引	●	●	●	●	●	●	●	●							43	割引率5割。第1種の方は介護者にも適用、第2種は本人の運転時のみ適用
	NHK放送受信料の免除(全額)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●	45	△非課税世帯
	NHK放送受信料の免除(半額)			△	△			△	△			△				45	△世帯主かつ契約者が障害者手帳をお持ちの方。また、障害程度による。
	スマホ・携帯電話料金の割引	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	46	会社により条件や割引サービスが異なる
	NTT無料番号案内	●	●					●	●	●	●	●	●	●	●	47	△障害種別に限る
郵便等による不在者投票			△	△	△										47	△障害程度及び障害部位に限る	
補装具	補装具費の支給	△	△												●	12	
	日常生活用具の給付・貸与	△	△	△	△	△	△	△	△						●	13	
住宅	重度障害者居宅改善整備費補助														●	73	
	県営住宅の抽選における特別措置	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●		●	73	
就労支援	自動車運転免許取得費の補助	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●	77	就労目的に限る
	自動車改造費の補助	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	●	77	就労目的に限る
行動拡大	福祉タクシー利用料金助成			●	●			●	●			●			35	自動車燃料購入費助成との併用不可	
	自動車燃料購入費助成			●	●			●	●			●			36	福祉タクシー利用料金助成との併用不可	
	埼玉県思いやり駐車場制度			●	●	●	●	●	●			●			38		
在宅支援	生活サポート事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	31		
	手話通訳者の派遣	●	●												67		
	ファクシミリ利用料等の補助	●													70		
	避難行動要支援者避難支援制度	△	△	●	●	△	△	●	●	●	△	●	●	△	80	△災害時に自力避難が困難な場合は申請により登録可能	
医療	重度心身障害者(児)医療費の助成	△	△	△	△	△		△	△	△		△	△		●	48	△年齢制限、所得制限あり
	自立支援医療費(更生医療)の支給	△	△	△	△	△	△								52	18歳以上の方が対象、△障害程度及び障害部位に限る	
	自立支援医療費(育成医療)の支給	△	△	△	△	△	△								52	18歳未満の方が対象、△障害程度及び障害部位に限る	
	自立支援医療費(精神通院)の支給	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	53	△障害程度に限る	
手当	在宅重度心身障害者手当			△	△			△	△			△			●	58	△年齢制限、受給者が非課税、施設入所等なし
	特別障害者手当			△				△	△			△			●	59	20歳以上、所得制限あり、△障害程度による
	障害児福祉手当			△	△			△				△			●	60	20歳未満、所得制限あり、△障害程度による
	特別児童扶養手当	△		△	△	△		△	△	△	△	△	△		●	61	△参考資料1を参照、所得制限あり
	児童扶養手当				●			△	△			△			●	62	申請等はこども支援課へ
	心身障害者扶養共済制度	△		△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	64	県内居住の65歳未満の保護者	
	難病患者見舞金	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	58	特定の受給者証を所持している方	

※障害年金については、P63を参照。

## 6 身体障害者障害程度等級表 (身体障害者福祉法施行規則別表第5号より)

※緑色で表示されている部分は第1種、表示されていない部分は第2種を表します。

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能障害		音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害
		聴覚障害	平衡機能障害	
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの			
2級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(I/四視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/二視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)		
3級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(二級の二に該当するものを除く。) 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が五六度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
4級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(三級の二に該当するものを除く。) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害
5級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害	
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		
7級				
備考	1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは該当等級とする。 2. 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上の級とすることができる。			

※緑色で表示されている部分は第1種、表示されていない部分は第2種を表します。

級別	肢 体 不 自 由				
	上 肢	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
				上肢機能	移動機能
1級	1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢の健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢に二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等による上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの
備考	1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が二以上重複する場合は、6級とする。 3. 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中指指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって測定したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを測定したものをいう。				

※緑色で表示されている部分は第1種、表示されていない部分は第2種を表します。

級別	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により、日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により、日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により、日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級							
6級							
備考	1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは該当等級とする。 2. 異なる等級について二以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上の級とすることができる。						